

令和2年

6月号

June

# 広報 まつの



奥野川本村

4/27

# 滑床溪谷山開き

4月27日(月)、滑床溪谷森の国発祥の碑の前で「滑床山開き」の神事・式典が執り行われました。

今年度の「滑床山開き」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者及び実施内容を大幅に縮小し開催されました。

当日は好天に恵まれ、新緑が目にも鮮やかで穏やかな天候の中、関係者12人が出席し、入山者の安全と新型コロナウイルスの早期終息を祈願しました。

神事では、溪谷内で体験活動を行うNPO法人森の国ネットをはじめ活動団体等がお祓いを受け、関係者らが玉串を捧げたほか、アマゴの稚魚の放流も行われました。

なお、開会挨拶で、坂本町長からは、ゴールデンウィーク中は感染拡大防止のため、滑床溪谷を訪れないよう呼びかけを行うとともに、一日も早い事態の収束を願うメッセージが発信されました。



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者向け支援制度

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少や休業等を余儀なくされた事業者の皆さまへ、次のような支援を行います。

### 1 松野町新型コロナウイルス感染症対策持続化給付補助金制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者等の事業継続を支援するため、国の持続化給付金の対象となる事業者等への上乗せ及び、国の持続化給付金の交付対象とならない売上減少率50%未満の事業者について、売上減少率に応じて持続化給付補助金を交付します。

補助率及び補助限度額等

支給条件	限度額	備考
売上減少率50%以上	50万円	
売上減少率30～49%	31～50万円	減少率に応じ算定

### 2 松野町新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等環境支援補助金制度について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされた中小企業者等に対し、危機的状況の克服及び事業の継続に向けて実施する事業に係る経費に対し、予算の範囲内において環境支援補助金を交付します。

補助率及び補助限度額等

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助金申請下限額
1 危機的状況を克服するための取組事業 (デリバリーやテイクアウトに係る消耗品の購入やチラシ作成等の補助)	4分の3	20万円	5万円
2 新型コロナウイルス感染症予防のために実施する衛生環境整備対策事業 (事務所用アルコール消毒液、マスク、衛生用品の購入やスクリーン・パーテーションの設置等の補助)			
共通事項	町内の事業所等で使用または整備するものに限る		

### 3 松野町商工会新型コロナ対策キャンペーン事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響に対する町内商工業振興対策として、町内商店等での消費を喚起するためのキャンペーンを実施します。

一定額利用の購入者に対し抽選券を配布し、町内で利用できる商品券や豪華町内商品が当たる大抽選会を行います。詳細は、後日回覧及び町ホームページでお知らせします。

【問い合わせ先】 ふるさと創生課 ☎42-1116 ※詳細は町ホームページに掲載しています。

## 避難勧告等での避難行動について（お願い）

新型コロナウイルス感染症については、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあり、緊急事態宣言も出されました。

これから出水期（6月～10月）を迎えるにあたり、まずは「災害から命を守ること」を第一として、従来どおりの指定避難所等の開設を予定しています。

しかし、感染症へのリスクが高くなることが懸念されることから、親類・知人宅への避難を心がけてください。



①親類・知人宅への避難

②指定避難所等への避難

③地域の自主避難所への避難

※ 松丸地区については、町民センター解体のため、当分の間、保健センターに避難所を開設する予定です。

なお、町が開設する避難所の避難者が一定数（1避難所で10人）を超えた場合には、地域の自主防災会に自主避難所の開設をお願いすることとしています。

これまでに経験したことのない状況ですので、公助(役場等)だけでは対応しきれません。皆さまのご理解と、自助・共助のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 防災安全課 ☎ 4 2 - 1 1 1 0

第二十四回 不器男の庭

「疎かにしない字」

地域おこし協力隊 川嶋 健佑

不器男記念館にお越しになられた方が必ずと言っていいほど驚かれることがあります。それは、不器男さんの直筆短冊の字が非常に読みやすく綺麗であることです。その短冊の中から一句を紹介したいと思います。

白藤や揺りやみしかばうすみどり

風に揺れている白藤が静止した瞬間の様子を表現した一句です。

この句について、不器男さんの友人、山下三年さんは次のように解説しています。

先ず風に揺れている白藤の純白な白の美しさに強い感動を覚え、風の静止した途端に、真っ白と思っていた藤の垂り房が薄みどりを帯びていたと云う句意、(中略)動と静との間隙を微妙に措置した情懐の轉換、とは云え感動の分散ではなく飽く迄も白の美の強調と言えましよう。

情懐とは不器男さんの感受性によって、現実の風景が俳句へと変わっていくことです。この俳句の風景はシンプルですがなかなか真似のできない表現であることが解説からわかります。この解説が載っている山下三年『不器男の一句』は、一冊千円で不器男記念館でのみ取り扱っています。



まちの投句箱

※ 今月の葛句会例会句会はお休みします。

※ 今月の俳句ポスト優秀句の該当はありませんでした。

選者 葛句会長 谷きよし

町の人口

令和2年4月30日現在  
※外国人を含みます

世帯数 2,011世帯(-1世帯)

総人口 3,830人 (-12人)  
男1,801人 女2,029人  
(4月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 11人  
○転入 15人 ○転出 16人

**各種無料相談所の開設について**

いずれの相談も電話対応とします。連絡先へ連絡いただければ、相談員から折り返しにより対応させていただきます。

**1 行政相談**

【日時】 6月10日(水)10時～12時

【内容】 行政に関する苦情や要望

【相談員】 山崎 ルリ子 (行政相談委員)

【連絡先】 総務課 ☎42・1111

**2 心配ごと法律相談 (弁護士相談)**

【日時】 6月10日(水)10時～12時

【内容】 心配ごと相談

【連絡先】 社会福祉協議会 ☎42・0794

**3 人権相談**

【日時】 6月10日(水)10時～12時

【内容】 人権相談は中止します。

**不正大麻・けし撲滅運動の実施について**

大麻やけしによる事件の発生は、依然として後を絶ちません。県では、4月1日から6月30日までの3か月間を「不正大麻・けし撲滅運動」の実施期間と定め、不正栽培や自生している大麻・けしを全面的に撲滅し、大麻・けしに関する知識の普及を図ることとしています。

不正な大麻・けしを発見した場合には、宇和島保健所又は最寄りの警察署等へご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

宇和島保健所 ☎22・5211

**マイナンバーカードで最大5,000円分の**

**マイナポイントがもらえます**

マイナンバーカードを取得し、〇〇ペイなどの民間キャッシュレス決済サービスを選択して、マイナポイントを申込みと、国から最大5,000円分の「マイナポイント」が付与されます。

※ キャッシュレスでチャージ等をした額の25%がマイナポイントとして付与。

**手順1**

マイナンバーカードを取得する。

**手順2**

マイナポイントの予約 (マイキードの設定) スマートフォンやパソコンで予約できます。スマートフォンやパソコンなどをお持ちでない方のために、町のパソコンを使って、ふるさと創生課でもマイナポイントの予約を支援しています。

**手順3**

マイナポイントの申し込み (マイナポイント付与は、令和2年9月から開始されます。)

**【問い合わせ先】**

ふるさと創生課 ☎42・1116 FAX 42・1119

**6月30日が納期限の税目等**

町 県 民 税	第 1 期
---------	-------

納付書により現金で納付をしていただく方は、6月中旬に納付書を送付します。

紛失された場合等は、町民課賦課徴収係へお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

町民課 賦課徴収係 ☎42・1112

**有効期間が令和2年7月31日までの方 運転免許証の有効期間を延長します**

新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に、運転免許証の更新手続を受けることができない方は、更新期限前に申請いただくことで更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。

※ 運転免許センターへ郵送で申請も可能です。

**【申請先】**

運転免許センター又は住所地为管轄する警察署、大型交番

なお、5月18日から高齢者講習済の方の更新を再開します。

**【問い合わせ先】**

県運転免許センター ☎089・934・0110(代)

**身体障害者相談員・知的障害者相談員を紹介します！**

**【相談員】**

身体障害者相談員 岩城 義治 (松丸)  
知的障害者相談員 竹内 妙子 (目黒)

障がいのある方やその家族から相談を受けるため、町長から委嘱を受けて、障がいのある方地域の活動を支援しています。障がいについてお悩みの方は障害者相談員にご相談ください。

**【問い合わせ先】**

保健福祉課 ☎42・0708

※ 今月の農業委員会だよりはお休みします。

## 令和2年度松野町子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯の生活を支援するために、一時金を支給します！

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※ 希望しない場合等は、受給拒否の届出書を提出していただきます。詳しくは町民課までご連絡ください。

### 支給対象者

令和2年4月分の児童手当を松野町から受給している方です。

### 対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。(令和2年3月31日までに生まれた児童)

※ ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

※ ただし、児童手当の所得制限限度額以上となった特例給付(児童1人につき5,000円)の受給者は、今回の給付金の対象外です。

### 給付額

対象児童1人につき、1万円です。



### 支給時期

対象の方には、6月中旬以降、順次支給します。口座への振込が確認できなかった場合には、お問い合わせください。

### 支給方法

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

※ 児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続きが必要です。

指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年11月末までに必ずご対応をお願いします。

#### Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日(令和2年3月31日)時点での居住市町村(特別区含む)から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※ 新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

#### Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

#### Q. 公務員ももらえますか？

A. 公務員も対象となります。ただし、別途申請の手続き(振込口座の指定や所属庁による証明等)が必要となります。申請方法や支払時期等は一般受給者の方と異なるため、別途お知らせいたします。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

【問い合わせ先】 町民課 児童福祉係 ☎42-1113

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

### 徴収猶予の「特例制度」があります

#### 対象者

次の1、2のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- 2 一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

(注)「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

#### 対象の地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税など、ほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

#### 申請手続きなど

関係法令の施行から2か月後又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が困難な場合は口頭でお伺いします。

【問い合わせ先】 町民課 賦課徴収係 ☎42-1112

## 令和2年度 町県民税（公課・所得）証明書の発行可能日等について

最新年度の証明書発行は次のとおりです。

対象者	発行可能日
給与から町県民税（住民税）が天引きされている方	5月8日(金)～
町県民税（住民税）を自身で納付又は年金から天引きされている方	6月15日(月)～

※ 令和2年度より前の年度の証明については、随時発行できます。

※ 給与天引き及び年金天引きの両方がある場合は、年金から天引きされている方に分類されます。

【問い合わせ先】 町民課 賦課徴収係 ☎42-1112

## 皆さんの声を聞かせてください

町政などに対するご意見・ご要望は、総務課までお寄せください。

【提出・問い合わせ先】

〒798・2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

松野町役場 総務課 ☎42・1111 ✉m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

国民年金被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が  
困難となった場合の免除制度の活用について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）又は休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合については、一定の要件に該当する方は、ご本人からの申請に基づき、**国民年金保険料の免除**が適用できる場合があります。

ご相談・お手続きについては、町民課又は宇和島年金事務所までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 宇和島年金事務所 ☎ 2 2 - 5 5 6 9（予約相談も受け付けています。）  
町民課 ☎ 4 2 - 1 1 1 3（町民課直通）

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか？

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてください」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてください」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



一人で悩まず、まずは相談  
大切なのは、すぐに相談することです。  
困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホット  
ライン「いやや」（局番なしの188）」までお電話を  
『泣き寝入りは超いやや（188）！』で覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「いややん」

【問い合わせ先】 消費生活相談窓口（ふるさと創生課内） ☎ 4 2 - 1 1 1 6

ようこそ  
**町長の部屋へ**  
～ 松野の将来を語る ～

**松野町長 坂本 浩**



町公式ホームページ内の「ようこそ町長の部屋へ」では、町長のコラムを毎週更新しています。

ぜひ、ご覧ください。



## 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルに注意しましょう！

### 相談事例



封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。  
家族に確認したが誰も注文していない。

対応：注文していない商品については売買契約は成立していません。  
慌てて業者に連絡しないようにしましょう。  
使用せずに14日間保管した後は、自由に処分できます。



実在するメーカーをかたり、マスク販売サイトへ誘導するメールがスマートフォンに届いた。

対応：心あたりのない送信元からのメールやSMSに記載されたURLは開かないように  
しましょう。



市町の新型コロナ対策関係部署を名乗り、個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた。

対応：市町等の行政機関が非通知の電話で連絡することはありません。  
あやしいと感じたらすぐに電話を切りましょう。

## 買い物をする ときのお願い。



買い物の際には、自らの**感染予防**に加え、  
**他の方に感染させない**気遣いも必要です。  
**咳エチケット**を守り、  
前後に**手洗い・消毒**をしましょう。

店舗内での混雑を避けるため、大勢での来店は控えましょう。  
(人との距離を空けて密集を避けると、感染の危険性が下がります。)  
過度な買いだめや買い急ぎをせず、必要なときに、必要な分だけを買うようにしましょう。

正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう

困ったときや不安を感じた場合は  
消費者ホットライン ☎188 【最寄りの相談窓口をご案内します。】  
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700 にご相談ください。



## 令和2年度 後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健診を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。ぜひ、歯科口腔健康診査を受診しましょう。

### 対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方

(被保険者とは75歳以上又は65歳から74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方です。)

※ ただし、以下の方は対象外となります。

- 1 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方
- 2 障がい者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している方

### 健診項目

- 1 問診
- 2 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認)
- 3 口腔機能評価(口の中の健康診査)
  - ・ 舌の状態
  - ・ えん下の状態(飲み込む力の確認)
  - ・ 口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態等の確認)
  - ・ 歯肉の状態
- 4 保健指導

### 受診方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話又は保健福祉課窓口で、お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表をセットにして、広域連合から郵送します。(2週間程度かかります。)

※ 愛媛県後期高齢者医療から受診をお勧めする方には、クーポン券等を送付しています。

クーポン券等が届いたら、登録歯科医院一覧表を同封していますので、事前に電話等にて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

(愛媛県後期高齢者医療広域連合と、愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。)

### 受診期間

令和2年6月1日(月)～令和3年2月28日(日)

### その他注意事項

無料で歯科口腔健診を受診できるのは、1年度内につき1回です。重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきますのでご了承ください。

歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は、有料となりますのでご注意ください。

#### 【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業係

☎089-911-7739 FAX 089-911-7735 ✉info@ehime-kouiki.jp

### 電話診療による処方箋発行のご案内

中央診療所では感染対策を徹底したうえで診療を継続しています。また、慢性疾患等で当診療所を定期的に受診されており、継続的にお薬が必要な患者さんに対して、臨時的に電話診療による処方も行っています。

#### 対象者

慢性疾患（高血圧症等）により当診療所を定期的に受診されている患者さんのうち、医師が電話での処方箋発行が可能であると判断した方。

- ※ 初診の方や医師による診療が必要な方は対象外です。
- ※ 対象となるお薬はいつも処方されるお薬のみです。



#### 申込方法

- 1 平日9:00～16:00までにお電話ください。（☎42-0707）
  - 2 当診療所より折り返し電話します。（医師との電話再診）
  - 3 電話再診終了後、医師により処方箋を発行し、かかりつけ調剤薬局へ当診療所からFAX送信します。
  - 4 かかりつけ調剤薬局にて、翌日以降3日以内にお薬をお受け取りください。
- ※ 急ぎの場合等は調剤薬局にご相談ください。

#### お会計

通常診療と同様の費用負担が発生します。

お支払いは、診療所受付に寄っていただくか、次回の外来時をお願いいたします。

- ・緊急でない受診・受診等に関するお問い合わせは、診療時間内をお願いします。
- ・今後の感染拡大の状況によって、診療体制も変動しますのでご了承ください。

#### ～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 8:00～11:30 13:00～17:00

診療時間 9:00～12:00 14:00～17:15

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。

（開業医、休日当番医をご確認ください。）

※ 毎週水曜日、6月5日(金)、6月12日(金)は医師1名での診療となります。



#### ～出張診療所の外来診療日・時間～

目黒診療所 6月4日(木)・吉野診療所 6月11日(木)・谷口診療所 6月18日(木)

受付時間 13:00～16:00

診療時間 13:30～16:30 ※ 都合により変更する場合があります。

## 特別定額給付金についてのお知らせ

現在、特別定額給付金の申請を受け付けています。本人確認書類や口座情報確認書類のコピーを取ることが困難な場合は、窓口で申請を受け付けていますので、詳しくはお問い合わせください。

【受付期間】 5月11日(月)～8月11日(火)

【申請方法】 郵送、オンライン、窓口

【窓口受付】 コミュニティセンター、吉野生支所

【窓口受付時間】 平日の9:00～17:00

【窓口申請で必要なもの】 申請書、本人確認書類、通帳又はキャッシュカード  
お越しの際は、感染予防のため、3密にならないようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 総務課 ☎42-1111

# 令和元年度 松野町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

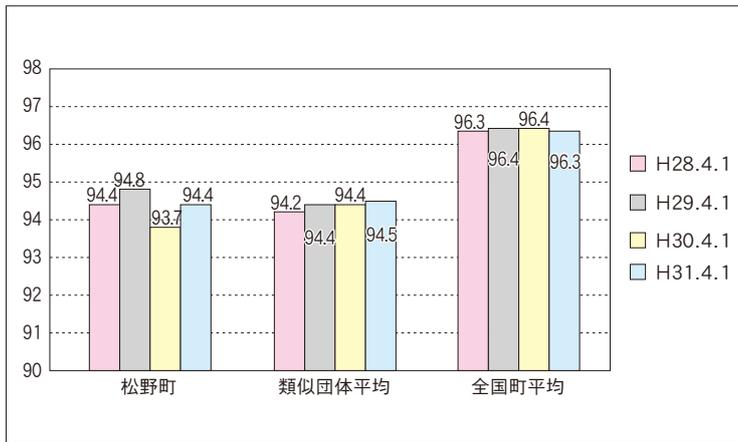
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
30	4,001	3,386,557	62,954	598,073	17.7	16.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当			
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30	72	226,298	39,028	92,359	357,685	4,968	5,445

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数 (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について 給料表の見直し〔実施〕

給料表の改定実施時期 平成31年4月1日（平成31年人勧）

### (5) 特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

#### 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松野町	41.1 歳	301,800 円	357,454 円
愛媛県	43.8 歳	328,000 円	423,091 円
国	43.4 歳	329,433 円	411,123 円
類似団体	41.0 歳	291,992 円	340,327 円

### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		松野町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	181,603 円	188,136 円	180,700 円
	高校卒	149,343 円	153,765 円	148,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	253,500 円	299,900 円	355,100 円
	高校卒	—	—	—

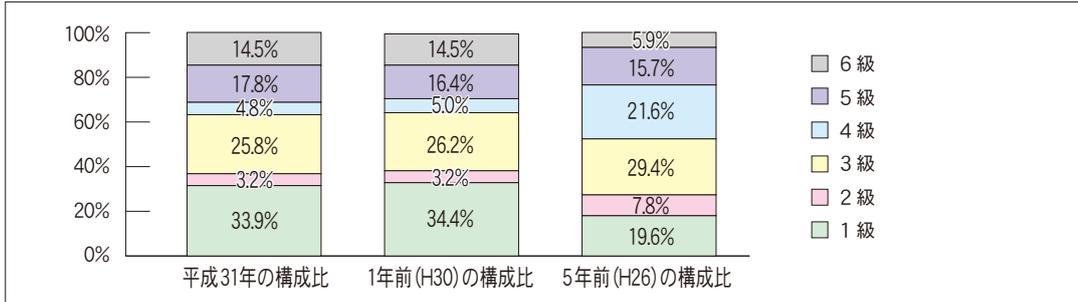
# 令和元年度 松野町の給与・定員管理等について

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	21人	33.9%	144,820円	248,838円
2級	主査	2人	3.2%	194,970円	305,721円
3級	係長	16人	25.8%	231,150円	351,750円
4級	上級専門員	3人	4.8%	264,315円	382,905円
5級	課長補佐	11人	17.8%	290,344円	394,965円
6級	課長	9人	14.5%	320,796円	412,251円

- (注) 1 松野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 平成26年に5級制から6級制に変更している。



### (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期		未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

松野町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,282千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,602千円	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45月分) (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

# 令和元年度 松野町の給与・定員管理等について

## (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

松 野 町				国			
(支給率)	自己都合	定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算			

(3) 地域手当 該当ありません

## (4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		7,200 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		3,600 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		2.7 %	
手当の種類(手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
技能手当	医師	放射線取扱	月額 150,000 円
研究手当	医師	病理生理学の研究事務	月額 150,000 円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成30年度決算)	23,113 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	372 千円
支給実績 (平成29年度決算)	12,867 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成29年度決算)	192 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(支給対象とならない職員を除く)である。

## (6) その他の手当（平成30年度決算）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	・配偶者、父母等：6,500円 ・子：10,000円 ・扶養親族のうち特定期間にある子： 1人につき5,000円加算	同		7,779 千円	194,475 円
住居手当	・借家、間借居住者 家賃23,000円以下： 月額から12,000円を控除した額 家賃23,000円超： 月額から23,000円を控除した額の2分の1 (控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額	同		2,663 千円	140,157 円
通勤手当	・交通機関利用者で、片道2km以上 全額支給限度額：55,000円 2分の1加算限度額：20,000円 ・自動車等利用者／一般の場合 2～5km：2,000円 5～10km：4,200円 10～15km：7,100円 15～20km：10,000円 20～25km：12,900円 25～30km：15,800円 30～35km：18,700円 35～40km：21,600円 40～45km：24,400円 45～50km：26,200円 50～55km：28,000円 55～60km：29,800円 60km以上：31,600円	同		1,812 千円	44,195 円
管理職手当	・課長級：42,700円 ・班長級：31,300円 ・診療所長：給料月額の14% ・診療所副所長：給料月額の11% ・看護師長：給料月額の9%	異	組織が異なり比較できない	9,631 千円	356,703 円
管理職特別勤務手当	・課長級：8,000円 ・班長級：6,000円 ・診療所長：8,000円 ・施設長：8,000円	異	組織が異なり比較できない	806 千円	29,000 円

# 令和元年度 松野町の給与・定員管理等について

## 5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分			支給額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給料	町長		675,000 円/月	(770,000円/360,000円)
	副町長		535,500 円/月	(630,000円/400,000円)
報酬	町議		213,000 円/月	(344,000円/140,000円)
	副町議		178,000 円/月	(279,000円/115,000円)
期末手当	町長		(平成30年度支給割合)	3.40 月分
	副町長			
退職手当	町長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の46	(1期の手当額) 14,904,000円 (支給時期) 退職の翌月
	副町長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の27	(1期の手当額) 6,940,000円 (支給時期) 退職の翌月

## 6 職員数の状況

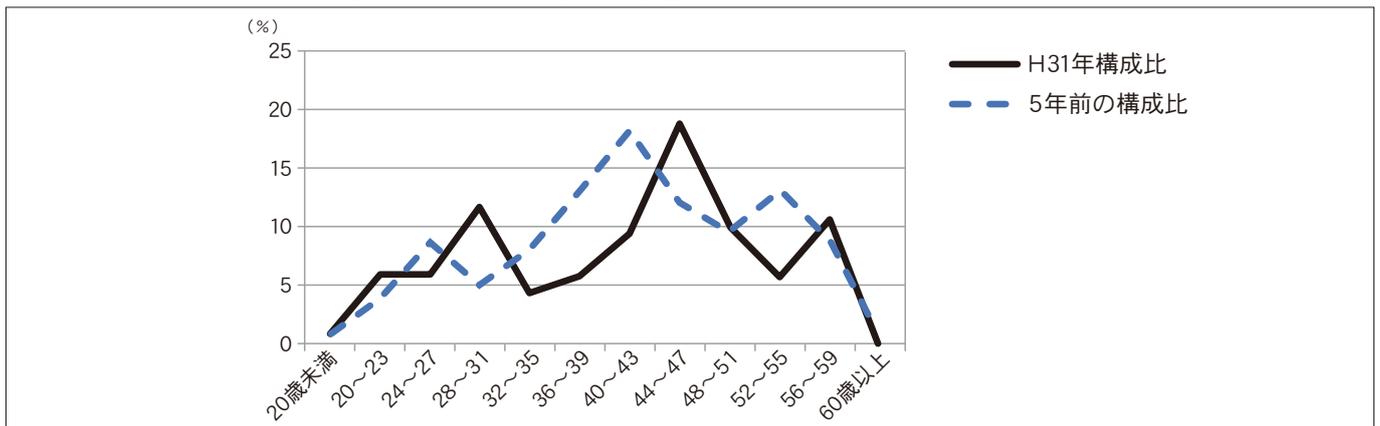
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成30年度	平成31年度			
普通会計部門	一般行政部門	議総	1	1	0	退職による人員配置調整のため
		会務	19	18	△1	
		衛生	2	2	0	
		民生	19	19	0	
		生産	10	10	0	
		林水	7	7	0	
		農商	2	2	0	
		土木	3	3	0	
		計	63	62	△1	
		教育部門	9	8	△1	
小計	72	70	△2	(参考) 人口1万人当たり職員数 154.96人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 218.68人		
特別会計部門	病院	11	11	0	専門職の採用によるもの	
	水道	2	2	0		
	その他	5	6	1		
小計	18	19	1			
合計		90	89	△1		
		[125]	[125]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	6人	6人	12人	4人	6人	9人	18人	10人	6人	11人	0人	89人

### (3) 職員数の推移

部門別	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	過去5年の増減数/率
一般行政		55	55	58	59	63	62	7 / 12.72%
教育		9	7	7	8	9	8	△1 / △11.11%
普通会計		64	62	65	67	72	70	6 / 9.37%
特別会計		20	20	19	18	18	19	△1 / △5.00%
総合計		84	82	84	85	90	89	5 / 5.95%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 6月の森の国行事予定表

発行／松野町役場  
編集／総務課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸543  
0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsumo.ehime.jp/>  
E-mail: [m-soumu@town.matsumo.ehime.jp](mailto:m-soumu@town.matsumo.ehime.jp)

日	曜日	予 定	休日当番医
1	月		
2	火		
3	水	粗大ごみ収集／蕨生谷口組集会所（9:30～11:00）	
4	木		
5	金		
6	土		
7	日		鎌野病院 ☎24-6611 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 清水内科・循環器内科 ☎22-1492 鬼北町国保日吉診療所 ☎44-2250
8	月		
9	火	健康診査・がん検診／コミュニティセンター	
10	水	粗大ごみ収集／吉野生公民館（9:30～11:00）	
11	木	健康診査・がん検診／森の国ふれあいセンター	
12	金		
13	土		
14	日	田休みの日	友松外科・胃腸科 ☎22-0410 こおり小児科 ☎24-5633 山本内科医院 ☎22-5100 鬼北町国保三島診療所 ☎48-0074
15	月		
16	火		
17	水	粗大ごみ収集／目黒基幹集落センター（9:30～11:00）	
18	木		
19	金		
20	土		
21	日		河野整形外科クリニック ☎22-1822 こばやし小児科 ☎23-1150 楠崎内科 ☎24-2211 いしむら整形外科 ☎20-6635
22	月		
23	火		
24	水	粗大ごみ収集／上家地集会所（9:30～11:00）	
25	木		
26	金		
27	土		
28	日		加藤整形外科 ☎22-7111 上田小児科・外科 ☎25-0100 中山内科胃腸科 ☎22-0707 松崎クリニック ☎58-4828
29	月		
30	火		

## ごみ収集日程表

可燃物	
月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不燃物	資源
月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上家地…第1・第3金曜日  
※吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル	びん・かん
月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上家地…第2・第4水曜日  
※吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古紙	
月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上家地…第2火曜日  
※吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！  
分ければ資源！  
ゴミの減量化に  
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。